

中部運輸局自動車交通部

令和5年2月20日 定例記者懇談会 発表

お問合せ先
中部運輸局自動車交通部自動車監査官
藪田、片岡 TEL 052-952-8082

タクシー事業の集中監査結果について《速報》

1. 実施結果

令和5年1月期に実施した「タクシー事業の集中監査」の結果、中部運輸局管内387事業者（令和4年3月31日現在）のうち31事業者に対して監査を実施し、19事業者について法令違反を確認しました（別表参照）。

法令違反の内訳については、特に「健康診断未受診」、「適性診断未受診」、「適性診断結果に基づく特別指導の未実施」について、多くの違反を確認しました。

「健康診断未受診」については、19事業者のうち9事業者に違反を確認しました（違反率約47%）。未受診者は各事業者数名程度であり、概ね受診している状況でした（未受診率約3.6%）。

「適性診断未受診」及び「適性診断結果に基づく特別指導の未実施」については、19事業者のうち12事業者に違反を確認しました（違反率約63%）。適性診断のうちタクシー事業で特に違反が多い傾向にある、適齢診断（65歳以上の高齢運転者のための適性診断）については一部の事業者をのぞき、未受診者は各事業者1～2名程度でした。（未受診率約9.1%）

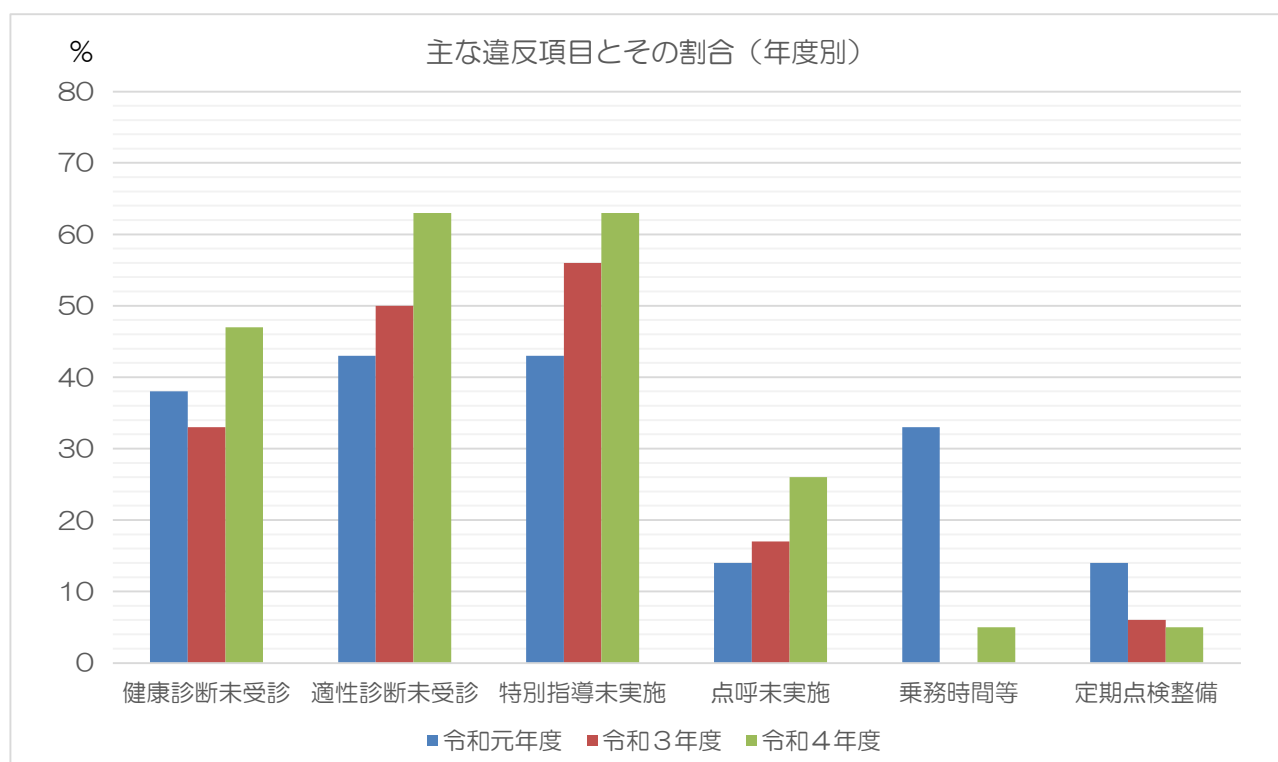
2. 今後の対応

違反を確認した19事業者に対しては、違反事項を直ちに改善するよう指導を行い、今後、処分基準に基づき厳正に処分を行うとともに、改善確認監査により改善状況を確認して参ります。

【法令違反の状況】

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	重点監査項目に係る違反状況					
			健康診断未受診	適性診断未受診	特別指導未実施	点呼未実施	乗務時間等	定期点検未実施
愛知	11	9	6	8	8	4	—	1
静岡	4	3	2	1	1	1	—	—
岐阜	5	3	1	2	2	—	—	—
三重	6	2	—	—	—	—	—	—
福井	5	2	—	1	1	—	1	—
計	31	19	9	12	12	5	1	1
前年度計	24	18	6	9	10	3	—	1

注) 未受診、未実施を1件でも確認した場合は、違反事業者数に計上している。



注) 令和2年度においては、集中監査月間を実施していません。